

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則(昭和46年12月1日規則第113号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(医療証の有効期間)</p> <p>第4条 医療証の有効期間は、交付の時から更新の時までとする。ただし、次条第4号に規定する障害に係る医療証については、交付の時から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。</p> <p>2 前項本文の医療証は、その交付期日にかかわらず、市長が定める隔年の8月1日に更新するものとする。</p> <p>(平元規則74・全改、平20規則68・平25規則62・平25規則77・一部改正)</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p>	<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(医療証の有効期間)</p> <p>第4条 医療証の有効期間は、交付の時から更新の時までとする。ただし、次条第4号に規定する障害に係る医療証については、交付の時から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。</p> <p>2 前項本文の医療証は、その交付期日にかかわらず、市長が定める隔年の10月1日に更新するものとする。</p> <p>(平元規則74・全改、平20規則68・平25規則62・平25規則77・一部改正)</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p> <p>附 則（令和5年 月規則第 号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に交付した医療証に係るこの規則による改正後の横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規</p>

則第4条第2項の規定による更新は、同項の規定にかかわらず、同日に行うものとする。